

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(本部の組織)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>3 本部の事務局の部に次の各号に掲げる課を置く。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) <b>削除</b></p> <p>(4) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(本部に置く職)</p> <p>第 7 条 本部の事務局に事務局長を、部に部長を、室に室長を、課に課長を置く。ただし、理事長は、必要と認めるときは、事務局に統括部長、<b>看護担当部長及び</b>担当部長を置くことができる。</p> <p>(略)</p> <p>5 <b>削除</b></p> <p>(略)</p> <p>第 7 条の 3 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>第 8 条 理事長は、必要と認めるときは、前条に規定する職のほか、部に副部長を、部、室及び課に主幹、技幹、<b>課長補佐</b>、副主幹、副技幹、主査及び主任主事等を置くことができる。</p> <p>(略)</p> <p>3 <b>削除</b></p> <p>4 主幹、<b>技幹及び課長補佐</b>は、課長を補佐し、上司の命を受け、課の所管業務に係る重要困難な事項についての調査、企画及び立案に参画し、関係事務を整理する。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(足柄上病院)</p> <p>第 10 条 (略)</p>	<p>(本部の組織)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>3 本部の事務局の部に次の各号に掲げる課<b>及びセンター</b>を置く。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) <b>臨床研修センター</b></p> <p>(4) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(本部に置く職)</p> <p>第 7 条 本部の事務局に事務局長を、部に部長を、室に室長を、<b>センターにセンター長を</b>、課に課長を置く。ただし、理事長は、必要と認めるときは、<b>本部</b>事務局に統括部長<b>を</b>、<b>部に</b>担当部長を置くことができる。</p> <p>(略)</p> <p>5 <b>センター長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</b></p> <p>(略)</p> <p>第 7 条の 3 (略)</p> <p><b>2 理事長は、最高情報統括責任者の事務を補佐するため、最高情報統括責任者補佐官 (CIO補佐官) を置くことができる。</b></p> <p>第 8 条 理事長は、必要と認めるときは、前条に規定する職のほか、部に副部長を、<b>センターにセンター長補佐を</b>、部、室、<b>センター</b>及び課に主幹、技幹、副主幹、副技幹、主査及び主任主事等を置くことができる。</p> <p>(略)</p> <p>3 <b>センター長補佐は、センター長を補佐し、上司の命を受け、センターの所管業務に係る重要困難な事項についての調査、企画及び立案に参画し、関係事務を整理する。</b></p> <p>4 主幹<b>及び</b>技幹は、課長を補佐し、上司の命を受け、課の所管業務に係る重要困難な事項についての調査、企画及び立案に参画し、関係事務を整理する。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(足柄上病院)</p> <p>第 10 条 神奈川県立足柄上病院 (以下「足柄上病院」という。) に次の局、センター、部、課、科及び室を置く。</p>	<p><b>【第 5 条】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在設置していない「臨床研修センター」の廃止</li> </ul> <p><b>【第 7 条】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「臨床研修センター」の廃止に伴う職の廃止</li> <li>・平成 30 年 4 月 1 日施行の組織規程改正における改正内容の反映もれを訂正 (「看護担当部長」の反映もれ)</li> <li>・「看護担当部長」及び「担当部長」を「事務局」に配置することに伴う改正</li> <li>・「センター長」の職の廃止に伴う事務分掌の削除</li> <li>・配置予定のない「CIO補佐官」の職の廃止</li> </ul> <p><b>【第 8 条】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「臨床研修センター」の廃止に伴う職の廃止</li> <li>・「課長補佐」の職の新設及び分掌事務について規定</li> </ul> <p><b>【第 10 条】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再編統合に伴う組織の廃止及び分掌事務の整理</li> </ul>

新			旧			改正理由等
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(削除)			<u>患者さん相談室</u>	
地域医療センター		地域医療連携室	地域医療センター		地域医療連携室	<p>・平成28年4月1日施行の組織規程改正における改正内容の反映もれを訂正（「災害医療対策部」の名称改正反映もれ）</p> <p>・平成28年4月1日施行の組織規程改正における改正内容の反映もれを訂正（「救急救命室」の削除反映もれ）</p> <p>・「地域医療センター」下の組織ごとの分掌事務を規定</p> <p>・「患者さん相談室」を廃止し、同室の事務を「地域医療センター」に移管するための改正</p> <p>・「地域医療センター」下の組織ごとの分掌事務を規定したことによる削除</p>
		総合診療部			総合診療部	
		救命救急部			救命救急部	
2 (略)	災害医療対策部		2 (略)	<u>救急</u> 災害医療対策部		<p>【第11条】</p>
(略)	(略)		災害医療対策室			
(略)	(略)		(1) 災害医療拠点病院に係わる業務に関すること。			
(削除)	(削除)		<u>救急救命室</u>			
(削除)	(略)		<u>(1) 救急患者の診療及び調整に関すること。</u>			
(略)	<u>地域医療センター</u>		(略)			
(略)	(略)		(新規)	地域医療連携室		
(1)～(2) (略)			(1) 地域医療連携の推進に関すること。			
(3) <u>入退院支援に関すること。</u>			(2) 医療社会事業に関すること。			
(4) <u>在宅支援に関すること。</u>			(新規)			
(5) <u>患者・家族の相談支援に関すること。</u>			(新規)			
(削除)	総合診療部		(新規)	<u>患者さん相談室</u>		
(削除)	(1) <u>総合診療医の育成に関すること。</u>		(1) <u>患者・家族の相談支援に関すること。</u>			
	救命救急部		(新規)			
(1) <u>救急患者の診療及び調整に関すること。</u>			(新規)			
(削除)			(新規)	地域医療センター		
(削除)			(1) <u>地域医療連携の推進に関すること。</u>			
(削除)			(2) <u>医療社会事業に関すること。</u>			
(削除)			(3) <u>救急患者の診療及び調整に関すること。</u>			
(削除)			(4) <u>総合診療医の育成に関すること。</u>			
(削除)			(5) <u>入退院支援に関すること。</u>			
(削除)			(6) <u>在宅支援に関すること。</u>			
(略)			(略)			
(こども医療センター)			(こども医療センター)			
第11条 神奈川県立こども医療センター（以下「こども医療センター」と			第11条 神奈川県立こども医療センター（以下「こども医療センター」と			

新				旧				改正理由等	
いう。)に次の <b>病院</b> 、局、研究所、部、施設、課、科及び室を置く。				いう。)に次の局、研究所、部、施設、課、科及び室を置く。				<ul style="list-style-type: none"> <li>・「病院」の設置に伴う改正</li> <li>・「事務局」の位置付け見直し</li> <li>・組織の再編統合に伴う改正</li> <li>・表の体裁の訂正</li> <li>・「病院」の設置に伴う改正</li> </ul>	
<b>事務局</b>			総務課 経営企画課 <b>医事・診療情報管理課</b>		<b>事務局</b>		総務課 経営企画課 <b>医事課</b>		
		(削除)	(削除)			<b>医療情報管理部</b>	<b>医療情報管理室</b>		
<b>病院</b>			医療安全推進室				医療安全推進室		
			感染制御室				感染制御室		
			緩和ケア普及室				緩和ケア普及室		
	地域連携・家族支援局	患者家族支援部		地域医療連携室	地域連携・家族支援局	患者家族支援部			地域医療連携室
				医療福祉相談室					医療福祉相談室
				退院・在宅医療支援室					退院・在宅医療支援室
		地域保健推進部		母子保健推進室		地域保健推進部			母子保健推進室
			小児がん相談支援室		小児がん相談支援室				
	医療局			総合診療科	医療局				総合診療科
				救急・集中治療科			救急・集中治療科		
				血液・腫瘍科			血液・腫瘍科		
				内分泌代謝科			内分泌代謝科		
				感染免疫科			感染免疫科		
				腎臓内科			腎臓内科		
				遺伝科			遺伝科		
				輸血科			輸血科		
			アレルギー科			アレルギー科			
			神経内科			神経内科			
			循環器内科			循環器内科			
			外科			外科			
			整形外科			整形外科			
			リハビリテーション科			リハビリテーション科			
			形成外科			形成外科			
			脳神経外科			脳神経外科			
			心臓血管外科			心臓血管外科			
		皮膚科		皮膚科					
		泌尿器科		泌尿器科					
		眼科		眼科					
		耳鼻いんこう科		耳鼻いんこう科					
		放射線科		放射線科					
		歯科		歯科					
		麻酔科		麻酔科					

新				旧				改正理由等
			病理診断科				病理診断科	・看護局を「病院」下に設置することによる 表中の規定順の変更
			児童思春期精神科				児童思春期精神科	
医療技術・発達支援局	医療技術部		新生児科	医療技術・発達支援局	医療技術部		新生児科	
			内科（母性）				内科（母性）	
			産婦人科				産婦人科	
			放射線技術科				放射線技術科	
			検査科				検査科	
		発達支援部				薬剤科	薬剤科	
						栄養管理科	栄養管理科	
						臨床工学科	臨床工学科	
						臨床心理科	臨床心理科	
						言語聴覚科	言語聴覚科	
<u>看護局</u>			理学療法科	(新設)			理学療法科	
			作業療法科				作業療法科	
			<u>外来看護科</u>				(新設)	
			<u>I C U病棟看護科</u>				(新設)	
			<u>ハイケア・救急病棟1看護科</u>				(新設)	
			<u>ハイケア・救急病棟2看護科</u>				(新設)	
			<u>4階西病棟看護科</u>				(新設)	
			<u>4階南病棟看護科</u>				(新設)	
			<u>4階東病棟看護科</u>				(新設)	
			<u>5階西病棟看護科</u>				(新設)	
<u>5階南病棟看護科</u>	(新設)							
<u>クリーン病棟看護科</u>	(新設)							
<u>こころの診療病棟看護科</u>	(新設)							
<u>新生児病棟看護科</u>	(新設)							
<u>N I C U病棟看護科</u>	(新設)							
<u>母性病棟看護科</u>	(新設)							
<u>M F I C U病棟看護科</u>	(新設)							
<u>中央手術室看護科</u>	(新設)							
<u>肢体不自由児施設看護科</u>	(新設)							
<u>重症心身障害児施設看護科</u>	(新設)							
<u>看護教育科</u>	(新設)							

新				旧				改正理由等																																																																			
<u>障害児入所施設局</u>	(削除)	肢体不自由児施設	医務課	(新設)	<u>障害児入所施設局</u>	肢体不自由児施設	医務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害児入所施設局」の位置付けの見直し</li> <li>・「臨床研究所」の位置付けの見直し</li> <li>・看護局を「病院」下に設置することによる表中の規定順の変更</li> </ul>																																																																			
			生活支援課				生活支援課		重症心身障害児施設	医務課	生活支援課	重症心身障害児施設	医務課	生活支援課	生活支援課	生活支援課	<u>臨床研究所</u>	(削除)		臨床研究室	(新設)	<u>臨床研究所</u>		臨床研究室	治験管理室	治験管理室	図書室	図書室		(削除)		(削除)		<u>看護局</u>		<u>外来看護科</u>	(削除)	<u>I C U病棟看護科</u>	(削除)	<u>ハイケア・救急病棟 1 看護科</u>	(削除)	<u>ハイケア・救急病棟 2 看護科</u>	(削除)	<u>4 階西病棟看護科</u>	(削除)	<u>4 階南病棟看護科</u>	(削除)	<u>4 階東病棟看護科</u>	(削除)	<u>5 階西病棟看護科</u>	(削除)	<u>5 階南病棟看護科</u>	(削除)	<u>クリーン病棟看護科</u>	(削除)	<u>こころの診療病棟看護科</u>	(削除)	<u>新生児病棟看護科</u>	(削除)	<u>N I C U病棟看護科</u>	(削除)	<u>母性病棟看護科</u>	(削除)	<u>M F I C U病棟看護科</u>	(削除)	<u>中央手術室看護科</u>	(削除)	<u>肢体不自由児施設看護科</u>	(削除)	<u>重症心身障害児施設看護科</u>	(削除)	<u>看護教育科</u>	2 前項の <u>病院</u> 、局、研究所、部、施設、課、科及び室は、次の事務を分掌する。 (略)		
重症心身障害児施設	医務課	生活支援課	重症心身障害児施設	医務課	生活支援課																																																																						
		生活支援課			生活支援課	<u>臨床研究所</u>	(削除)			臨床研究室	(新設)	<u>臨床研究所</u>		臨床研究室	治験管理室	治験管理室				図書室				図書室		(削除)		(削除)								<u>看護局</u>		<u>外来看護科</u>	(削除)	<u>I C U病棟看護科</u>	(削除)	<u>ハイケア・救急病棟 1 看護科</u>	(削除)	<u>ハイケア・救急病棟 2 看護科</u>	(削除)	<u>4 階西病棟看護科</u>	(削除)	<u>4 階南病棟看護科</u>	(削除)	<u>4 階東病棟看護科</u>	(削除)	<u>5 階西病棟看護科</u>	(削除)	<u>5 階南病棟看護科</u>	(削除)	<u>クリーン病棟看護科</u>	(削除)	<u>こころの診療病棟看護科</u>	(削除)	<u>新生児病棟看護科</u>	(削除)	<u>N I C U病棟看護科</u>	(削除)	<u>母性病棟看護科</u>	(削除)	<u>M F I C U病棟看護科</u>	(削除)	<u>中央手術室看護科</u>	(削除)	<u>肢体不自由児施設看護科</u>	(削除)	<u>重症心身障害児施設看護科</u>	(削除)	<u>看護教育科</u>	2 前項の <u>病院</u> 、局、研究所、部、施設、課、科及び室は、次の事務を分掌する。 (略)
<u>臨床研究所</u>	(削除)		臨床研究室	(新設)	<u>臨床研究所</u>									臨床研究室																																																													
			治験管理室											治験管理室																																																													
			図書室			図書室																																																																					
	(削除)		(削除)		<u>看護局</u>		<u>外来看護科</u>																																																																				
			(削除)				<u>I C U病棟看護科</u>																																																																				
			(削除)				<u>ハイケア・救急病棟 1 看護科</u>																																																																				
			(削除)				<u>ハイケア・救急病棟 2 看護科</u>																																																																				
			(削除)				<u>4 階西病棟看護科</u>																																																																				
			(削除)				<u>4 階南病棟看護科</u>																																																																				
			(削除)				<u>4 階東病棟看護科</u>																																																																				
			(削除)				<u>5 階西病棟看護科</u>																																																																				
			(削除)				<u>5 階南病棟看護科</u>																																																																				
			(削除)				<u>クリーン病棟看護科</u>																																																																				
			(削除)				<u>こころの診療病棟看護科</u>																																																																				
			(削除)				<u>新生児病棟看護科</u>																																																																				
			(削除)				<u>N I C U病棟看護科</u>																																																																				
			(削除)				<u>母性病棟看護科</u>																																																																				
			(削除)				<u>M F I C U病棟看護科</u>																																																																				
			(削除)				<u>中央手術室看護科</u>																																																																				
			(削除)				<u>肢体不自由児施設看護科</u>																																																																				
			(削除)				<u>重症心身障害児施設看護科</u>																																																																				
(削除)	<u>看護教育科</u>																																																																										
2 前項の <u>病院</u> 、局、研究所、部、施設、課、科及び室は、次の事務を分掌する。 (略)				2 前項の局、研究所、部、施設、課、科及び室は、次の事務を分掌する。 (略)				・「病院」の設置に伴う改正																																																																			

新	旧	改正理由等
<p><u>医事課・診療情報管理課</u>  (1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 病歴管理に関する事。</u>  <u>(5) 診療記録及びエックス線フィルムの管理に関する事。</u>  <u>(6) 医療情報システムの整備及び運営に関する事。</u>  (削除)  (削除)  (削除)  (削除)  (削除)</p> <p><u>病院</u>  (略)  (略)  (略)  (略)  (略)</p> <p><u>看護局</u>  <u>(1) 患者の看護に関する事。</u>  <u>(2) 看護職員の教育及び研修に関する事。</u>  (略)  (略)  (削除)  (削除)  (削除)</p> <p>(略)</p> <p>(がんセンター)  第13条 神奈川県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）に次の病院、研究所、局、部、センター、課、科及び室を置く。</p>	<p><u>医事課</u>  (1) 診療費、措置費その他の収入の調定及び請求に関する事。  (2) 窓口徴収に関する事。  (3) 一般外来者等の受付並びに患者及び児童の入退所事務に関する事。  (新規)  (新規)  (新規)</p> <p>医療情報管理部  医療情報管理室  (1) 病歴管理に関する事。  (2) 診療記録及びエックス線フィルムの管理に関する事。  (3) 医療情報システムの整備及び運営に関する事。  (新設)  医療安全推進室  (1) (略)  (略)  作業療法科  (1) 患者の作業療法に関する事。  (新設)  (新規)  (新規)</p> <p>障害児入所施設局  (略)</p> <p><u>看護局</u>  <u>(1) 患者の看護に関する事。</u>  <u>(2) 看護職員の教育及び研修に関する事。</u></p> <p>(略)</p> <p>(がんセンター)  第13条 神奈川県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）に次の病院（<u>本条並びに第15条第3項及び第4項における病院とはがんセンターに設置する病院をいう。</u>）、研究所、局、部、センター、課、科及び室を置く。</p>	<p>・再編統合に伴う組織名の変更及び分掌事務の整理</p> <p>・「病院」の設置に伴う改正</p> <p>・看護局を「病院」下に設置するため、規定順を変更</p> <p><b>【第13条】</b>  ・第15条第3項及び第4項の改正に伴う改正</p>

新			旧			改正理由等
事務局	(削除)	(略)	(新設)	事務局	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事務局」の位置付けの見直し</li> <li>・「病院」下に「医療の質管理部」を新設し、同部下に「医療安全推進室」、「感染制御室」及び「医療の質評価推進室」を設置</li> <li>・「医療管理部」の廃止</li> <li>・平成27年4月1日施行の組織規程改正における改正内容の反映もれを訂正（「がんワクチンセンター」の名称改正反映もれ）</li> <li>・組織の再編統合に伴う改正</li> <li>・「臨床研究所」の位置付けの見直し</li> </ul>
		(削除)			<u>医療安全推進室</u>	
病院	<u>医療の質管理部</u>	<u>医療安全推進室</u>	(新設)	(新設)	(新設)	
		<u>感染制御室</u>			(新設)	
		<u>医療の質評価推進室</u>			(新設)	
			(略)		地域連携室	
	(略)		(略)		(略)	
	(削除)		(削除)		<u>感染制御室</u>	
			(削除)		<u>医療管理部</u>	
			(削除)		<u>医療の質評価推進室</u>	
	医療局		(略)	医療局	(略)	
			免疫療法科（がんワクチンセンター）		免疫療法科（がんワクチン・ <u>免疫</u> センター）	
		(略)		(略)		
(略)		(略)	(略)	(略)		
医療技術部		<u>医学物理工学科</u>	医療技術部	<u>物理工学科</u>		
(略)		(略)	(略)	(略)		
<u>臨床研究所</u>	(削除)	(略)	(新設)	<u>臨床研究所</u>	(略)	
2 (略)	(削除)		2 (略)	<u>医療安全推進室</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「医療の質管理部」を新設し、当部内に「医療安全推進室」、「感染制御室」及び「医療の質評価推進室」を設置</li> </ul>	
(削除)			(1) <u>医療安全の推進に関すること。</u>			
(削除)			病院			
病院			(新設)			
<u>医療の質管理部</u>			(新設)			
<u>医療安全推進室</u>			(新規)			
(1) <u>医療安全の推進に関すること。</u>			(新設)			
<u>感染制御室</u>			(新規)			
(1) <u>院内感染対策に関すること。</u>			(新設)			
<u>医療の質評価推進室</u>			(新規)			
(1) <u>医療の質の評価と向上に関すること。</u>			(新設)			
(略)			(新規)			
(略)			地域連携室			
(削除)			(略)			
(削除)			<u>感染制御室</u>			
(削除)			(1) <u>院内感染対策に関すること。</u>			
(削除)			<u>医療管理部</u>			
(削除)			<u>医療の質評価推進室</u>			
(削除)			(1) <u>医療の質の評価と向上に関すること。</u>			
(削除)			<u>放射線治療品質保証室</u>			

新	旧	改正理由等
<p>(削除) (略) (削除) (削除) (略) <u>医学物理工学科</u> (1) (略) <u>(2) 放射線治療の品質管理に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(病院における職) 第15条 (略) 3 こども医療センター及びがんセンターの<u>病院</u>に病院長を置く。 4 <u>前項に規定する病院長は、総長を補佐し、総長の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p>第16条 病院に設けられた局に局長を、臨床研究所に研究所長を、施設に施設長を、センターにセンター長を、部に部長を、室に室長を、課に課長又は主幹若しくは技幹を、科に科長（医療技術部、<u>精神医療センターコ・メディカル部</u>及び循環器呼吸器病センター医療技術局に置かれる科にあつては部長又は科長。第2項において同じ。）を置く。 2 局長、研究所長、施設長、センター長及び部長は、直属の上司を補佐し、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(略) (削除)</p> <p><u>4</u> (略) (略)</p> <p>第18条 (略) <u>第18条の2 理事長は、必要と認めるときは、特定の病院に、部に置く部長のほかに統括部長及び担当部長を置くことができる。</u> <u>2 前項の統括部長は、上司の命を受けて複数所属において所属横断的に重要困難な特定の事務を掌理する。</u> <u>3 第1項の担当部長は、上司の命を受けて特定の職務分野に関する重要困難な特定の事務を掌理する。</u></p>	<p><u>(1) 放射線治療の品質管理に関すること。</u> (略) <u>眼科</u> <u>(1) 患者の眼科の診療に関すること。</u> (略) <u>物理工学科</u> (1) 重粒子線装置の管理に関すること。 (新規)</p> <p>(略)</p> <p>(病院における職) 第15条 (略) 3 こども医療センター及びがんセンターに病院長を置く。 4 <u>理事長は、必要と認めるときは、病院に副院長及び統括部長を置くことができる。</u></p> <p>第16条 病院に設けられた局に局長を、臨床研究所に研究所長を、施設に施設長を、センターにセンター長を、部に部長を、室に室長を、課に課長又は主幹若しくは技幹を、科に科長（医療技術部及び循環器呼吸器センター医療技術局に置かれる科にあつては部長又は科長。第2項において同じ。）を置く。 2 <u>病院長（足柄上病院を除く。）</u>、局長、研究所長、施設長、センター長、<u>統括部長</u>及び部長は、直属の上司を補佐し、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 (略) 4 <u>副院長は、直属の上司を補佐し、上司の命を受け、上司の指示する分掌に従い関係事務を掌理し、又は総長等が指示する重要な特定の事務を掌理する。</u> <u>5</u> (略) (略)</p> <p>第18条 (略) (新設)</p>	<p>・令和2年4月1日施行の組織規程改正における改正内容の反映もれを訂正（「眼科」の削除反映もれ）</p> <p>・再編統合に伴う組織名の変更及び分掌事務の整理</p> <p>・「放射線治療品質保証室」と「物理工学科」を統合し、「医療技術部」下に「医学物理工学科」を設置</p> <p><b>【第15条】</b></p> <p>・こども医療センター及びがんセンターにおける「病院長」の職の設置及び分掌事務について規定</p> <p><b>【第16条】</b></p> <p>・「副院長」及び「統括部長」の職の設置及び分掌事務について、それぞれ第18条及び第19条で規定するため削除</p> <p>・平成28年4月1日施行の組織規程改正における改正内容の反映もれを訂正（精神コ・メディカル部）</p> <p>・脱字の訂正（循環器呼吸器病センター）</p> <p>・「病院長」の分掌事務について、第15条で規定するため削除</p> <p>・「統括部長」の職の設置及び分掌事務について、第18条で規定するため削除</p>

新	旧	改正理由等
<p>(その他の職) 第19条 (略)</p> <p>2 理事長は、必要と認めるときは、<u>病院に副院長を、病院の事務局に副事務局長を、看護局長が置かれる病院に副看護局長を、室に前項に規定する部長及び医長を置くことができる。</u></p> <p>3 第1項の長並びに前項の<u>副院長</u>、副事務局長及び副看護局長は、上司の命を受け、直属の上司を補佐し、分掌事務を掌理する。</p> <p><b>附 則</b> この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>(その他の職) 第19条 (略)</p> <p>2 理事長は、必要と認めるときは、<u>足柄上病院、こども医療センター、精神医療センター、がんセンター及び循環器呼吸器病センターの事務局</u>に副事務局長を、看護局長が置かれる病院に副看護局長を、室に前項に規定する部長及び医長を置くことができる。</p> <p>3 第1項の長並びに前項の副事務局長及び副看護局長は、上司の命を受け、直属の上司を補佐し、分掌事務を掌理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「副院長」の職の設置及び分掌事務について、第19条で規定するため削除</li> <li>・項の削除に伴う項番の修正</li> <li><b>【第18条】</b></li> <li>・病院の「統括部長」及び新設する「担当部長」の職の設置及び分掌事務を規定</li> <li><b>【第19条】</b></li> <li>・病院の「副院長」の職の設置及び分掌事務を規定</li> <li>・病院の事務局であることを規定するための文言訂正</li> </ul>



令和4年2月22日

理事会

人事部

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程の一部改正について

## 1 改正の目的

医療環境の変化に柔軟、かつ、迅速に対応できる組織体制の構築に向け、組織規程について所要の改正を行う。

## 2 改正の概要

所属名	理由及び内容	改正条項
本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在設置していない「臨床研修センター」を廃止する。</li> <li>・「臨床研修センター」の廃止に伴い、「センター長」及び「センター長補佐」の職を廃止する。</li> <li>・「看護担当部長」の職の設置について、過去の規程改正時の改正内容の反映もれを訂正する。</li> <li>・「看護担当部長」及び「担当部長」の職について、「部」への配置から「事務局」への配置へと改める。</li> <li>・「センター長」の職の廃止に伴い、事務分掌を削除する。</li> <li>・配置予定のない「CIO補佐官」の職を廃止する。</li> <li>・「課長補佐」の職を新設し、分掌事務を定める。</li> </ul>	第5条第3項 第7条 第7条の3 第8条第1項 第8条第3項 第8条第4項
足柄上病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な組織運営を実現するための組織の再編統合により、「患者さん相談室」を廃止し、同室の事務を「地域医療連携室」に移管する。</li> <li>・「災害医療対策部」について、過去の規程改正時の改正内容の反映もれを訂正する。</li> <li>・「地域医療センター」下の組織について、組織ごとの分掌事務を規定する。</li> </ul>	第10条第1項 第10条第2項
こども医療センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事務局」の位置付けを、今回新設する「病院」と同等の位置付けとするよう改める。</li> <li>・センター下に「病院」を新設し、「病院」下に「医療安全推進室」、「感染制御室」、「緩和ケア普及室」、「地域連携・家族支援局」、「医療局」、「医療技術・発達支援局」及び「看護局」を設置する。</li> <li>・円滑な組織運営を実現するための組織の再編統合により、「医事課」と「医療情報管理室」を統合し、「医事・診療情報管理課」を設置する。これに伴い、「医療情報管理部」及び「医療情報管理室」を廃止する。</li> </ul>	第11条第1項 第11条第2項

所属名	理由及び内容	改正条項
がんセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事務局」の位置付けを「病院」と同等の位置付けとするよう改める。</li> <li>・「病院」下に「医療の質管理部」を新設し、同部下に「医療安全推進室」、「感染制御室」及び「医療の質評価推進室」を設置する。</li> <li>・「医療管理部」を廃止する。</li> <li>・円滑な組織運営を実現するための組織の再編統合により、「放射線治療品質保証室」と「物理工学科」を統合し、「医療技術部」下に「医学物理工学科」を設置する。</li> <li>・「免疫療法科（がんワクチンセンター）」について、過去の規程改正時の改正内容の反映もれを訂正する。</li> <li>・「眼科」について、過去の規程改正時の削除の反映もれを訂正する。</li> <li>・「臨床研究所」の位置付けを「病院」と同等の位置付けとするよう改める。</li> </ul>	第13条第1項 第13条第2項
病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院における既存の職の設置及び分掌事務について整理し、所要の改正を行う。</li> <li>・「担当部長」の職を新設し、特定の病院に設置できることとする。</li> </ul>	第15条 第16条第1項 第16条第2項 第16条第3項 第18条 第18条の2 第18条の2第2項 第18条の2第3項 第19条第2項

### 3 改正内容

新旧対照表のとおり

### 4 施行期日

令和4年4月1日